

平成31年1月11日以降、国土交通省に認められた学校・学科（造園施工管理）

（受験の手引 別冊「指定学科・専修学校等一覧」作成後に認められたもの）

1. 「大学・短期大学・高等専門学校(5年制以上)・高等学校・中等教育学校」
2. 「専修学校(専門学校)」
3. 「高等専門学校 専攻科・高等学校 専攻科」
4. 「職業訓練施設(2年以上の職業訓練で「指定学科」と認められている訓練課程・訓練科)」
5. 「職業訓練施設(2年未満の職業訓練で実務経験として認められている訓練課程・訓練科)」

注意事項

- 学校区分ごとに追加になった学校・学科をのせてありますが、追加になった学校・学科がない場合は「—」と記してあります。
- コース、系列、専攻等の記載がある学科は、コース、系列、専攻等が記載された卒業証明書が必要です。
- ※印付記の学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書のほかに履修科目及び単位数が確認できる成績証明書または履修証明書が必要です。ご自身の履修科目・単位数が履修条件を満たすか確認してからお申ください。履修条件を満たさない方は「指定学科以外」となります。

1. 大学・短期大学・高等専門学校(5年制以上)・高等学校・中等教育学校

学 校 名	学 科 名	学 科 コード	
大 学			
あ 足利大学	創生工学科 建築・社会基盤学系土木工学コース	01	
	創生工学科 建築・社会基盤学系建築学コース	13	
	創生工学科 建築・社会基盤学系空間デザインコース	13	
く 熊本県立大学	環境共生学科 居住環境学専攻	13	
さ 佐賀大学	理工学科 建築環境デザインコース	01	
	理工学科 都市基盤工学コース	01	
	生物資源科学科 食資源環境科学コース(平成31年度以降の入学者)※	01	
	札幌市立大学	デザイン学科 人間空間デザインコース(平成28年度以降の入学者)	13
		デザイン学科 空間デザインコース(平成28年度及び平成29年度の編入者)	13
		デザイン学科 空間デザインコース(平成18年度から平成27年度の入学者)	13
と 豊橋技術科学大学	建築・都市システム学課程(平成31年度以降の入学者※)	01	
な 長岡技術科学大学	環境社会基盤工学課程(平成31年度以降の入学者※)	01	
み 南九州大学	環境園芸学科 (平成29年度以降の入学者※)	09	
め 名城大学	社会基盤デザイン工学科(平成31年度以降の入学者※)	01	
短期大学			
—	—	—	
高等専門学校(5年制以上)			
あ 阿南工業高等専門学校	創造技術工学科 建設コース(平成26年度以降の入学者)	01	
高等学校			
お 沖縄県立南部工業高等学校	建築設備科(建築デザインコース)(平成29年度及び平成30年度の入学者)	13	
	建築設備科(設備工学コース)(平成29年度及び平成31年度の入学者)	13	
き 京都市立京都工学院高等学校	プロジェクト工学科 まちづくり分野 建築デザイン領域	13	
	プロジェクト工学科 まちづくり分野 都市デザイン領域	11	
く 熊本県立阿蘇中央高等学校	グリーン環境科	01	
し 静岡県立沼津工業高等学校	都市環境工学科(平成31年度以降の入学者)	11	
中等教育学校			
—	—	—	

2. 専修学校(専門学校)

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた学科		
ち 中央工学校	工業専門課程 土木測量科 (旧:土木科)	11
と トライデントデザイン専門学校	総合デザイン学科 インテリアデザインコース	13
高等学校の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—

3. 専攻科

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
—	—	—
短期大学の指定学科と認められた専攻科		
—	—	—

※ 該当する専攻科を修了された方は、卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要です。

4. 指定学科と認められた職業訓練

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	学 科 コード
大学の指定学科と同等以上認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等以上認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—
職業訓練施設 短期大学卒業と同等以上認められている訓練課程・訓練科 普通職業訓練「普通課程」 (学校コード「3」)		
—	—	—

※ 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

5. 実経験年数に算入できる職業訓練

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	訓 練 期 間 ☆
—	—	—

※ 訓練期間のうち実務経験年数に算入できるのは、受験資格に必要な実務経験年数の3分の2までです。

※ 1～4に該当する学科を卒業(修了)した方も、5に該当する職業訓練を修了した場合は実務経験に算入することができます。

※ 修了証明書が必要です。修了証明書が発行されない訓練施設の場合は、「修了書の写し」を提出してください。